

船橋市立宮本小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(定義)

船橋市立宮本小学校（以下本校。）「学校いじめ防止基本方針」において「いじめ」とは、児童に対して、本校に在籍している等の当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等通信を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

児童は、いじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの防止

- ・生徒指導の実践上の視点（自己存在感の感受、共感的な人間関係の育成、自己決定の場を提供、安全・安心な風土の醸成）を生かした授業を工夫し、わかる授業づくりを進めるとともに、規律ある学級づくりに努める。
- ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図り、地域に開かれた学校づくりに努め、情報を発信するとともに、年1回の土曜参観を実施し、学校での児童の様子を保護者に自由に見てもらおう。
- ・いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権教室を実施する。

② いじめの早期発見のための措置

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を年3回実施するとともに、その他の必要な措置を講ずる。
- ・児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。

③ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。
- ・学習サポーターの派遣及び、外部人材を招聘することを通じて、より複数の目を持つことによるいじめ防止の効果をねらう。

④ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、ネットモラル研修会等を行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

① 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

- ・いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ対策委員会（生徒指導特別支援部会）」を設置する。

＜構成員＞校長、教頭、生徒指導主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、当事者関係児童の担任、（スクールカウンセラー）、（部活動担当）、（道徳主任）、（児童会担当）、（特別活動担当）

※（ ）…緊急開催時構成員

＜活 動＞ アンケート調査並びに教育相談に関すること。

いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。いじめ事案に対する対応に関すること。

＜開 催＞ 月1回を定例会とし、重大事案発生時は緊急開催とする。

② いじめに対する措置

- ・いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら措置を講ずる。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、船橋市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ・いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ・いじめの再発を防止するための取組に関すること。

(5) その他

その他に関しては、船橋市いじめ防止基本方針に則って対応する。